

平成30年 第2回(4月)

# 篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成30年 第2回(4月)

# 篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

# 平成30年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 4月26日(木曜日)

会 期 1日間

閉 会 4月26日(木曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
4	26	木	本会議	10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の撤回請求 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

# 平成30年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成30年4月26日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の撤回請求(撤回理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
[篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について]
- 第7, 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
[篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第8, 議案第 37 号 平成 30 年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第9, 議案第 38 号 篠栗町企業立地促進条例の制定について

## 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
35	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
36	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて〕	文教厚生 常任委員会
37	平成 30 年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
38	篠栗町企業立地促進条例の制定について	総務建設 常任委員会

平成30年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 平成30年4月26日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治		
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷	武	和
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治		
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成30年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、町長より議案の撤回請求が提出されておりますので、本日の議題といたします。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において6番 今長谷 武和 議員、7番 横山 久義 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月26日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、議案の撤回請求について説明をいたします。

平成30年第1回定例会に提出いたしました議案第12号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」は、継続審議中でありましたが、議案の一部を修正し、再度新案を提出するため、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、議案の撤回請求をするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定しました。

日程第4、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第35号から議案第37号までと、ただいまの撤回請求に伴う議案第38号の計4議案でございます。

それでは、議案第35号から議案第38号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 本日、平成30年第2回の臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案しております議案第35号から議案第38号までの4議案について説明をいたします。

議案第35号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例等の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、住民税の所得控除、基礎控除の見直し及び町たばこ税の現行の税率を平成33年10月までに段階的に引き上げるものであります。

また、固定資産税において、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置の導入による特例率を定めるものなどのほか、税制改正に伴うものであります。

議案第36号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を4万円引き上げ、また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関し被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円の引き上げを行うもののほか、特例対象被保険者等に係る申



告について、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要になるものであります。

議案第37号は、「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、津波黒地区防災対策事業を実施するため予算を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億1,454万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億8,360万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、町債のうち自然災害防止事業債を6億1,450万円、普通交付税を4万9,000円追加するものであります。

歳出につきましては、総務費といたしまして、津波黒地区法面補強工事に係る費用といたしまして、6億1,454万9,000円を追加するものであります。

また、当該工事を実施するにあたり、工事にかかる費用等について、平成30年度から平成31年度までの期間において、限度額を11億1,827万6,000円とする債務負担行為を行うものであります。

議案第38号は、「篠栗町企業立地促進条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町の経済の活性化及び町民の生活安定に資するため、企業立地の促進をもって産業振興及び雇用機会の拡大を図るにあたり、本町に立地する企業に対する奨励措置について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、地方税法第6条第2項の規定に基づく、固定資産税の不均一課税、並びに上下水道料金の減免等について定めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由に対し、大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第35号から議案第38号までの4議案を議題といたします。

お諮りします。

本日、上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、議案第35号から議案第36号までと議案第38号については、所管の総務建設、文教厚生、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。

次に、議案第37号の補正予算につきましては、「議長除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は6番 今長谷 武和 議員、副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

それでは、この後、条例審査を先に行いますので、議員の皆様はそれぞれの常任委員会にお集まりください。

終了後、引き続き、予算特別委員会を全協室にて行います。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時10分

再開 午後 0時 0分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第6、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」

〔篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分がなされたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、住民税の所得控除について、現行の65万円から220万円の控除額をそれぞれ55万円から195万円へ、基礎控除の見直しは、現行一律33万円の基礎控除額を所得に応じて43万円から段階的に減額するものであります。

また、たばこ税の見直しとして、現行の税率を平成33年10月までに段階的に

引き上げるものであります。

固定資産税の税負担軽減措置等（わが町特例）の細分化及び生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置の追加等で、生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置として、先端設備等導入計画に基づき導入される償却資産について、平成30年度法施行から平成33年度に限定して、特例率を0%に定めるものと、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂の減額措置として、平成32年3月31日までの固定資産税額の3分の1相当を減額するものであります。

施行期日は、平成30年4月1日であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第7、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125

号)が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分がなされたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるもの、また、非保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関し、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円を引き上げるもののほか、特例対象被保険者等に係る申告については、マイナンバーによる情報連携により把握できれば雇用保険受給資格証明書の提出が不要となるものであります。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行され、改正後の規定は平成30年以後の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり、承認されました。

日程第8、議案第37号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第37号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

本議案は、津波黒地区防災対策事業を実施するため予算を補正するもので、平成30年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ6億1,454万9,000円を追加補正し、予算総額を歳入歳出それぞれ99億8,360万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費として津波黒地区法面補強工事に係る費用で6億1,454万9,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、町債（自然災害防止事業債）6億1,450万円、普通交付税4万9,000円を増額補正するものです。

また、債務負担行為については、津波黒地区防災対策事業について、期間を平成30年度から平成31年度までとし、限度額11億1,827万6,000円の債務負担を行うものであります。

地方債では、自然災害防止事業債において、起債の限度額6億1,450万円を追加されております。

いろいろな意見が出されましたが、今後の篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会において、詳細な説明をしていくということでございます。

当委員会において採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 反対文から、よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） もちろん反対からです。討論の場合は。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

議案第37号に対して、反対の討論をいたします。

まず、課長説明において、この工事の予算計上がどうして起こったかの原因が北地区産業団地を造成することにおいて、そのために強度が落ちて、この予算を計上しなくてはならなくなった。

また、津波黒地区法面工事となっておりますが、課長に津波黒地区の住民の皆さん

の財産、要するに家屋や財産、生命が脅かされるのかっていうと、その答えはないとなると、これは明らかに津波黒地区法面工事ではなく、篠栗北地区産業団地防災法面工事でございます、これを一般会計から出すことに対しては、断じて反対でございます。

ただし、津波黒地区の方に害が及ばないといえ、完成後そこを通る方々に害が及んではいけないので、この工事をしなくてはならないことは確かでございます。

ですから、やるのであれば、北地区産業団地特別会計からの支出にするべきであり、説明の中で、そちら特別会計からだ国補助が受けられないということもございますが、最初から再三申し上げておりますとおり、開発行為というのはビジネスでございますから、プラスが幾ら、マイナスが幾ら、そして結果的にこうなったという表現からすると当然そちらに入っておくべきと思いますし、また、篠栗北地区産業団地特別会計設置の折りの町長の発言の中に、この事業に対して出入りをつまびらかにして、きれいな事業を遂行したいという表現があったのからすると、当然、この費用について、この予算については、特別会計から支払われるべき代物であると思いますので、一般会計からの捻出に対して、断固反対して反対討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 続いて、賛成討論はございませんか。

では、1番 古屋議員から。

○議員（古屋 宏治） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

補正予算（第1号）の国道法面補強工事は、2年間の合計工事額が11億1,800万と大規模な事業であります。事業用地売却収入に比べ、造成費の経費が掛かり過ぎというご指摘もございます。

しかしながら、先ほど特別委員会でご説明がありましたとおり、長期的な収入を見てみますと、あくまで執行部の試算ではありますが、産業団地において6社の企業が操業を開始いたしますと、固定資産税それから法人税等の税収で年間1億6,000万の増加。また、上下水道料金も年間1億4,000万円程度の増収となり、公会計においても大きな財務状況の改善に寄与することとなります。

一般会計においても、10年間で約16億円程度の歳入増加となる事業であり、今後の新庁舎建設や公共施設のスクラップアンドビルドのためにも大きな財源になることは間違いありませんし、この地域が地滑りの恐れがある危険区域であり、篠栗北地区産業団地整備事業に併せて工事を行うことが必要であると考えれば、緊急を要する工事であると判断いたします。

また、去る4月11日未明発生しました中津市耶馬溪町の大規模山崩れのニュースを見てみますと、産業団地整備後にこうした大規模な地滑りが発生し、進出企業に大きな損害を与え、結果的に町が損害賠償等の責任を免れない状況を想定しますと、早急の整備をし、そうした心配を排除する必要があると考えます。

自然災害防止事業として、一定額の交付税措置のある全額起債事業でもあり、周辺地区の安全・安心のために必要な工事であります。

また、町の将来の姿を左右する篠栗町北地区産業団地整備事業の一環として、本補正予算について賛成いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 続いて、反対討論はございませんか。

では、賛成討論はございませんか。

では、阿高議員。

○議員（阿高 紀幸） それでは、議席番号11番 阿高でございます。

賛成討論を述べさせていただきます。

私は、篠栗北地区産業団地整備事業全体を考えた上での意見を申し上げます。

篠栗町において、2015年から2019年までの5年間取り組んでいる「篠栗まち・ひと・しごと・創生総合戦略」において、主要な施策の第1に掲げていたのは、町と民間企業の事業主体となる篠栗北地区産業団地造成、企業誘致による雇用促進を図るといった目的だったと私は思っております。

この事業において、いろんな懸念材料はいろんな人から言われておりますが、特に自然災害防止という大きな債務負担をやっていかなきゃなりません。もしこれをやらなければ、もし事故があった場合に篠栗町がどれだけの損害賠償を被るか、それを考えますと、今度の工事、まあ、約11億円ぐらいの工費がかかるということでございますが、これをやっておけばですね、私は安全というのは担保できるんじゃないでしょうか、また、この篠栗北団地ですね、造成工事、食品団地を作ることによってですね、雇用が約250名、また、待機児童の解消、それとベンタナヒルズの出口の渋滞解消、そういうことを考えますとですね、私は将来的に非常にいいんじゃないかと思っております。

また、今、国が地方創生と言っておりますが、国は今疲弊しております。今、各地方自治体がですね、独自でまちづくりをやっていかなきゃいけない。

やはり、こういう事業を考えますと、将来の人口の減少を考えますとですね、篠栗町は今3万1,500人だけでも、後30年後には2万7,000人台になるんじ

やなかろうかと。そうなると、いろいろ税収の面から考えますとですね、今度の事業誘致に結局法人事業税、固定資産税の増収、今までなかった分の増収が図れると私は思います。

この議案37号に対しまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 反対討論はございませんか。

賛成討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

賛成多数と認めます。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第9、議案第38号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第38号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」

本議案は、篠栗町の経済の活性化及び町民の生活安定に資するため、企業立地の促進をもって産業振興及び雇用機会の拡大を図るにあたり、本町に立地する企業に対する奨励措置について必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、地方税法第6条第2項の規定に基づく、固定資産税の不均一課税、上下水道料金の減免等について定めるものであります。

なお、本議案は、平成30年第1回定例会に提出された継続審査中であった議案第12号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」が撤回され、内容を修正した上で、今回新たに提出されたものであります。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。



以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり、可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第2回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後0時23分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

今長谷 武和

---

篠栗町議会議員

横山 久義

---